

## 内閣法制局長官と官僚の国会答弁を禁止する 「国会改革」関連法案に反対する決議

民主党、社民党、国民新党の与党3党は、5月14日、日本共産党、自民党、公明党などの5野党の提出反対の申入れを無視して、衆議院に、政府特別補佐人から内閣法制局長官を除き、同長官の国会答弁を禁止する国会法「改正」案、及び政府参考人制度を廃止し、官僚の国会答弁を禁止する衆議院規則「改正」案を提出した。

内閣法制局長官の答弁を禁止するのは「憲法解釈について、内閣法制局長官の過去の答弁にしばられず、『政治主導』で決めていく」（2009年11月4日平野官房長官）、「法制局長官の考え方を金科玉条にするのはおかしい。それを採用するかしないかは内閣が責任を持たなければならない」（2009年11月4日鳩山首相）との発言にあるとおり、憲法の解釈を時の内閣が自由に行うためである。しかし、その真の目的は、内閣法制局の「憲法9条のもとでは海外での武力行使と他国による武力行使との一体化は許されない」との見解を排除し、これまでの歴代自民党政権ですら行い得なかった自衛隊の海外での武力行使を、時の内閣の判断で自由に行うことにある。

「国会改革」関連法案の提出者の筆頭である小沢一郎民主党幹事長は、自身がかつて自民党幹事長に就いていた時、1990年のイラクによるクウェート侵攻の際に自衛隊の海外派兵を強行しようとしたところ、内閣法制局長官の前記見解のため自衛隊の派遣を断念せざるを得なかった。小沢一郎氏は、民主党代表であった2007年11月、「国連決議に基づいてアフガニスタンのISAF（国際治安支援部隊）へ参加することは憲法に抵触しない」と主張している（雑誌「世界」2007年11月号）。そして、現在、民主党は、「国連決議があれば自衛隊の海外での武力行使は憲法に違反しない」との立場をとっている。

これらの小沢一郎氏や民主党の見解は、内閣法制局の堅持している上記憲法解釈に反する見解である。民主党は、内閣法制局長官の国会答弁を禁止し、解釈改憲を拡大し、自衛隊の海外での武力行使と集団的自衛権の行使を「合憲」としようとしているのである。官僚の答弁を禁止するのは、国会の法案審議や国政調査の場において官僚への質疑を禁止し、国会の法案審議権限と行政監督権限を形骸化・弱体化させ、内閣提出法案を迅速に成立させるなど、内閣の権限を強化するためである。民主党は「政治家同士の討論をおこなう」ことを官僚答弁禁止の理由とするが、法案審議や国政調査において官僚に基礎的資料を提出させ、問題点をたずねることは、国権の最高機関である国会の重要な権限である。現行衆参規則でも官僚答弁は「行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、官僚の説明を聴く」範囲とされており、「政治家同士の議論」は既に実現されている。今回の衆参規則の「改正」は、この「必要があるとき」の官僚答弁をすべて禁止するものであり、国会、具体的には野党による官僚追及を一切不可能にする「改正」である。

官僚答弁禁止に代わるものとして構想されている、官僚、学識経験者、利害関係者等から意見や説明を聞く意見聴取会は、「法案審議の場とは別」のものとしてされており、また、そこでの官僚等の発言は「政府の行動を拘束」しないものとするのが構想されている。これでは、国会の法案審議や国政調査に対してまったく意味を有さない。官僚答弁禁止は

国会の法案審議権限と行政監督権限の形骸化・弱体化をもたらし、内閣の権限を強化し、強権的国家づくりを推進するものである。

本来、国会の在り方の変更は、衆議院議長の諮問機関である議会制度協議会での全会派の協議と合意に基づいて進めるべきである。議会制度協議会での協議を経ず、野党が提出に反対する中での与党3党による「国会改革」関連法案の国会提出は、「全会派の協議と合意に基づいて進める」との国会のルールに違反する暴挙である。

自由法曹団は、憲法違反の強権的国家づくりを推進する、内閣法制局長官の国会答弁禁止と官僚答弁禁止を定める「国会改革」関連法案に反対し、同法案の成立阻止のため全力をあげて奮闘する決意である。

2010年5月24日

自由法曹団2010年5月研究討論集会